

地球温暖化防止プロジェクト推進会議設置要綱

（設置目的）

第1条 地球温暖化が生態系や人類の未来に関わる最も重要な環境問題であることに鑑み、県内における地球温暖化対策（気候変動適応を含む。以下同じ。）を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するため、地球温暖化防止プロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（事業）

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

- （1）岡山県環境基本計画エコビジョン2040に定める地球温暖化対策の推進
- （2）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく地域気候変動適応計画に定める地球温暖化対策の推進並びに同計画の見直しに関する意見具申
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事業の提案、推進等

（進行管理）

第3条 推進会議は、必要に応じ、推進する地球温暖化対策の進捗状況の評価を行う。

（組織）

第4条 推進会議は、委員25名以内で組織する。

- 2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は次に掲げる者の内から知事が委嘱する。
 - （1）地球温暖化対策に関する専門的知識を有する者
 - （2）「エコパートナーシップおかやま」の構成団体の推薦する者
 - （3）温室効果ガスの主要排出事業者の推薦する者
 - （4）臨時委員については、上記の他、地球温暖化対策に関して、知事が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の開催は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議では、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 推進会議は、特定の施策を検討、推進するために、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局を岡山県環境文化部脱炭素社会推進課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。